

(別記様式1)

## 技術者の兼務を予定している場合の確認事項

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

工事名

技術者の兼務を予定していることについて、下記の項目を確認しました。

※ 適用する制度にチェックを入れてください。

専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号）

項目
(1) 兼務する建設工事の請負代金額は、1億円（建築一式工事は2億円）未満である。
(2) 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。
(3) 現場間の移動時間はおおむね2時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）
(4) それぞれの建設工事の下請次数は3を超えないこと。
(5) 連絡員は同種業務で1年以上の実務経験を要する者を配置すること。
(6) 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。
(7) 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。

□ 専任特例 2 号（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

項 目
(1) 兼務する工事の当初契約金額の合計が 3 億円未満である。
(2) 監理技術者補佐をそれぞれの工事現場に専任で配置すること。 ①監理技術者補佐の資格要件を確認していること。 ②監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。
(3) 兼務する建設工事の数は 2 を超えないこと。
(4) 現場間の移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）
(5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(6) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
(7) 兼務する工事での役割は、どちらも監理技術者である。（主任技術者ではない。）

□ 営業所技術者等が専任工事を兼務する場合（建設業法第 26 条の 5）

項 目
(1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
(2) 兼務する建設工事の請負代金額は、1 億円（建築一式では 2 億円）未満である。
(3) 営業所から工事現場までの移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）
(4) 兼ねる工事現場の数は 1 件である。
(5) 連絡員は同種業務で 1 年以上の実務経験を要する者を配置すること。
(6) 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。
(7) 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。
(8) 営業所技術者等は、当該請負業者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。

営業所技術者等が非専任工事を兼務する場合（営業所と工事現場が近接している場合）

項目
(1) 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
(2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務を兼務することが可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
(3) 工事現場と当該営業所が近接していること。
(4) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
(5) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※ 近接とは、営業所と工事現場間が本土市内（離島については同一島内）であること。なお、他市町の区域内の工事については10km程度または30分程度であること。（以下同様）

経營業務の管理責任者が非専任工事を兼務する場合（営業所と工事現場が近接している場合）

項目
(1) 経營業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
(2) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
(3) 工事現場と当該営業所が近接していること。
(4) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
(5) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※ 事前確認の他、関連通知の適用要件についても確認すること。

※ 「専任特例1号」、「営業所技術者等の専任現場兼務」については、契約締結後に、「現場代理人等決定(変更)通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【別記様式2】を提出すること。

※ 「専任特例2号」については、契約締結後に、「現場代理人等決定(変更)通知書」の提出と同時に「専任特例2号に関する届出書」【別記様式3】を提出すること。

※ 「営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が非専任工事を兼務する場合」については、契約締結後に、「現場代理人等決定(変更)通知書」の提出と同時に「営業所技術者等又は経營業務の管理責任者の兼務に関する届出書」【別記様式4】を提出すること。